

第4回盛土等防災対策検討会 議事概要

日時：令和4年12月21日(水) 10:00~12:00

場所：国土交通省 中央合同庁舎第3号館 6階 都市局局議室

1. 開 会

2. 議 事

(1) 前回の議事について

- ・事務局より「資料2-1：第3回 盛土等防災対策検討会 議事概要」について説明。

(2) 不法・危険盛土等への対処方策について

- ・不法盛土等への対処方策ワーキンググループ委員長の大橋委員及び事務局より「資料2-2：不法・危険盛土等への対処方策」について報告・説明後、以下のとおり質疑応答。

○応急対応が必要な盛土等について、自治体職員向けに盛土等のチェックポイントを示す様式を作成した方がよいのではないか。

⇒技術的な内容は別途検討したうえで、実務的に自治体の判断が必要な点についてガイドラインに記載していく。

○既存盛土についても遡って行政対応するのか。既存の危険な盛土等についても対応することが重要である。過去に、県が不法盛土等の存在を認知していたにも関わらず、市に共有していなかったために、市がその盛土上に産廃処分場の建設を許可してしまった事例があった。連絡会議は重要であると感じており、既存の危険な盛土等についても連絡会議の設置をした方がよいのではないか。

⇒既存の危険な盛土等については、勧告・改善命令の対象であり、過去の盛土等への対応について、個別盛土事案への対応として連絡会議を設けることを含め、ガイドラインに示していく。

○多くの市町村では、人員体制の観点から国が取り決めた内容を執行することが困難な現状である。ガイドラインの内容を市町村が執行することは可能なのか。

⇒盛土規制法は、都道府県、政令市、中核市が施行権限を有しているため、人員体制が脆弱な市町村が直接執行することはないと考えている。不法盛土事案の対応経験がない都道府県等であっても躊躇なく対応できるよう、ガイドラインを整理していく。ガイドラインの周知や対応に悩む部分については、国も適宜サポートしながら取り組んでいく。

○工事完了後の盛土等は監督処分の対象になるのか、危険盛土等として改善命令等の対応を行うのか。

⇒不法盛土等に関しては、工事中、工事完了後に関わらず、監督処分の対象となる。許可制度上違反がない場合でも、維持管理が不十分等の理由から、危険性が認められる盛土等の場合、危険盛土等として改善命令の対象として対応する。

○再エネ特措法において、関係法令の違反状態における売電収入（FIT/FIP 交付金）の交付を留保する仕組みを検討中。盛土規制法の監督処分を受ける場合は、関係法令の違反状態と扱われるかもしれないが、危険な盛土として改善命令を受ける場合も、関係法令の違反状態として扱う運用とするのが規制の実効性を高めると考えられるため、関係部局と調整いただきたい。

⇒再エネ特措法の取扱いが決まり次第、運用について検討していく。ガイドラインでは、他法令との関係として再エネ特措法との関係を記載していきたい。

○不法盛土等の監視・発見として、衛星データを活用する中で既存盛土が発見された場合、他法令との関係を含めてどのように対応していくのか。

⇒盛土規制法の対象規模や行為に該当するかどうかを確認した上で、状況に応じて他法令含め関係部局と連携して情報共有しつつ、それぞれがしかなるべき対応をしていくこととなる。

○危険盛土等の対策実施後に災害が発生した場合、どのような扱いとなるのか。
⇒事案によるが、対策が適切であったか等を個々に判断することになると思われる。

○許可時は問題のない設計であっても、施工不良で不法盛土等になる場合や、工事完了後の経年劣化等で危険盛土等になる場合が想定される。本ガイドラインは、土地所有者、工事主、工事施行者等の責任が説明されているが、技術的基準にはこれらの者の責任の範囲についてどの程度記載していくのか。

⇒不法・危険盛土等は無許可盛土や技術的基準を明らかに違反している悪質な事案が多く、このような事案について本ガイドラインで対応することを想定している。一方で、ある程度適切に工事が行われている事案で危険盛土等となった場合についても、土地所有者・工事主・工事施行者等の責任範囲については、引き続き検討していく。

○届出対象盛土を対象とした改善命令や刑事告発における危険性を判断する根拠を教えてください。

⇒盛土規制法での届出対象となる盛土等とは、区域指定時に既に工事中の盛土等と、特定盛土等規制区域内で一定規模未満だが届出対象の盛土の2種類がある。いずれも許可対象の盛土等ではないが盛土等の危険性が認められる場合は、第三者に危害を与えないように社会的責任から改善命令を行うことが法律で位置付けられている。改善命令に従わない場合には、告発に進むと考えている。

(3) 技術的基準の運用について

・事務局より「資料2-3：技術的基準の運用」について説明後、以下のとおり質疑応答。

○技術的基準の規制対象行為について、以前の検討会の際に、通常の営農行為は規制対象外と説明されたが、その内容について具体的な記載はどこにあるのか。

⇒マニュアルの中では技術的基準についての基本的考え方を記載しており、規制の対象外となるものについては記載されていない。なお、通常の営農行為は規制対象外といった理解で問題ない。

○土石や盛土材の定義について、環境安全性への担保に関する記載がマニュアルに少ないと感じる。そういった点を明確に記載していただきたい。

⇒土石の定義については施行通知の中で示すことを想定しており、土石の定義自体は引き続き検討する。盛土材については、マニュアルV・6において、「腐植土、他法令で規制対象となる物質、その他有害な物質を含まないようにする」といった環境面に配慮した記載をしている。

⇒腐植土と有害物質を同じレベルで書いているが、記載方法について検討いただきたい。

⇒ご指摘を踏まえ検討する。

○盛土等防災マニュアルにおける盛土や土石の堆積の技術的基準について、自治体の土砂条例とどういった関係性なのか。整合しない場合、どういった対応となるのか。

⇒盛土規制法と各条例の関係性については様々だが、それぞれの条例の目的に応じた規制が行われるものと認識している。

○盛土等防災マニュアルにおける技術的基準について、許可時から土地の用途を変更した場合どういった扱いになるのか。用途変更の際に、許可が不要な小規模な土地の形質の変更しか行わない場合に、別途規制することはできるのか。

⇒用途の変更について、崖面崩壊防止施設等の用途によって適用条件が変わる施設等については、変更条件を解説で補足する。その他の部分については、既存盛土調査や関係法令に基づく規制等での対応が考えられ、関係部局と協力して対応することを想定している。

(4) 既存盛土調査の運用について

・事務局より「資料2-4：既存盛土調査の運用」について説明後、以下のとおり質疑応答。

○机上調査による既存盛土の抽出範囲は、規制区域内か。

⇒規制区域内に存在する既存盛土を対象として調査を実施することとしているが、規制区域内の既存盛土調査を行う場合だけでなく、規制区域の設定と並行して既存盛土調査を行い、結果的に規制区域外も含めて既存盛土の分布を把握することも想定される。

○不法・危険盛土等への対処方策、規制区域指定の運用、既存盛土調査の運用など関係するガイドライン等について、全体の整理があると自治体関係者が理解しやすいのではないか。

⇒ご指摘を踏まえ、検討する。

○安全性把握調査までの内容、特に安全性把握の優先度調査の現地確認項目や優先度区分について、実施する自治体関係者が理解しやすいよう、工夫して詳しく解説に書くとよい。

⇒ご指摘を踏まえ、検討する。

(5) 規制区域指定の運用について

・事務局より「資料2-5：規制区域指定の運用」について説明後、以下のとおり質疑応答。

○保全対象に係る解説等に、「地域の実情に応じて、都道府県等において判断する」とあるが、判断に当たって参考となる考え方が示されるとよい。

⇒引き続き解説で考え方について記載可能か検討する。

○ダム湖のような重要構造物に土砂が流入して二次災害が発生する場合もあると考えられるが、このような場合に、保全対象を想定して規制区域を指定できるということによいか。

⇒人命を守るという観点で、例えばダム湖へ盛土が流入し管理職員に被害が及ぶことや、下流域で二次災害が発生することは想定されるため、そのような場合にも保全対象を想定して規制区域を指定することは可能。

○盛土規制法に基づく規制が適用されるためには、規制区域の指定が前提となる。自治体に区域指定の時期の目安は示しているのか。

⇒盛土等に伴う災害から人命を守るため、できる限り早く規制区域を指定することが重要であると考えており、解説等を活用して基礎調査に早期に着手し、速やかに区域指定するよう促しているところ。

○解説（案）が最終版になるまでのプロセスを教えてください。先行して基礎調査に着手する都道府県等の意見も反映しながら修正する想定か。

⇒都道府県等に解説（案）を確認いただき、不明点やご指摘も踏まえて修正していきたい。また、先行自治体の意見や例も反映したものとしていきたい。

(6) 政令等について

・事務局より「資料2-6：政令等」について説明。

(7) 今後のスケジュールについて

・事務局より「資料2-7：盛土等防災対策検討会 開催予定」について説明。

3. 閉 会

以上